UFOふれあい館360度VR動画作成業務委託仕様書

１　事業名

UFOふれあい館360度VR動画作成業務委託

２　目的

令和3年のUFO研究所開設が世界各国で報道されるなど、今年開館30周年を迎えるUFOふれあい館の独自の活動が、国内外から注目を集めている。今後インバウンド回復期を見据え、360度VR動画コンテンツ（以下「VRコンテンツ」という。）を制作しインターネット上に公開するとともに、館内でも視聴できる環境を整え、施設の認知度をさらに向上し来訪を促すことを目的とする。

３　委託期間

契約締結日から令和5年1月31日　（火）まで

４　業務委託内容

UFOふれあい館360度VR動画作成業務

⑴ VRコンテンツの制作

① コンセプト

ア）UFOの基地ともいわれる「千貫森」やUFOふれあい館の立地条件などに着目し、地上と宇宙のそれぞれが意識できる内容であること。

イ）VRコンテンツの視聴者が没入感や臨場感を感じることができる内容であること。

② 動画の仕様

ア）VRコンテンツは、プレビュー動画及び本編（3分程度）をそれぞれ1本以上とし、映像美やストーリー性を重視したものとする。

イ）映像は新規撮影を原則とするが、既存の動画、データ等も必要に応じ使用可とする。

ウ）SNSによる配信を想定して汎用性の高いフォーマットで収録すること。

エ）フレームレートは24fps以上とする。

オ）外国人の視点・感性にも対応できる内容であること。

カ）VRコンテンツには必要に応じ、動画の題名、地名施設名等の名称、BGM等を挿入し、適宜ナレーション、字幕、アニメーション、CGなどを活用し、視聴者が理解しやすい内容であること。

キ）VRコンテンツは単眼でも視聴できるよう編集を行うこと。

⑵　VRコンテンツ視聴機器の納品及び環境設定

① 受託者は、来場者がVRコンテンツを視聴できるよう⑴の動画がインストールされたスタンドアロン型ゴーグル２台及び来場者が所有するスマートフォンを利用してインターネット上に公開されたVRコンテンツを視聴できるよう音声出力機器を備えたモバイル型ゴーグル２台を納品する。

② 高齢者でも操作が可能な説明書等の環境を整えること。

⑶ その他

内容についてはフィクション、ノンフィクションは問わない。

５　納品

（１）成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は福島市に帰属するものとする。

① 実績報告書

業務終了後10日以内に本業務の実施内容を記載した実績報告書をA4サイズで作成し、紙媒体及びデータで提出すること。

② ４⑵で示した機器及び環境

③ 制作した動画を記録したＤＶＤ等のメディア（SNS等でも配信可能な形式とし、原盤はコピーガード処理を行わず、コピー可能なものとする。）

④ 動画内容の概要版資料（各シーンの静止画等を使用したものとする。）

⑤ その他、市が必要と認める資料

（２）納品場所及び期限

① 納品場所

福島市の指定する場所

② 納品期限

令和5年1月31日（火）

６　本委託の実施上の留意事項等

（１）実施体制・業務主任等

① 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。

② 受託者は、本委託業務全体に関して主として指揮･監督を行う業務主任者を定め、市との協議や打ち合わせ等に出席させること。

③ 受託者は、各事業実施における主たる責任者を定め、市担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

（２）委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における福島市職員の旅費及び市が行う広報経費等は除く。

（３）仕様の変更等

受託者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議し、承認を得ること。

（４）業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容・活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

（５）仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。

（６）成果品の利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は、本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段、方法により公開・放送等に随時利用できるものとする。

（７）その他

① 本業務の実施に当たり法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

② 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。

③ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、市に適宜連絡すること。

７　守秘義務

業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。委託者が提供した資料及び情報を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。

特に、個人情報に関しては、収集を行う際は、当該業務の目的を達成するための必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行い、業務により知り得た個人情報については、漏えい、減失または毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

８　特記事項

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

受託者は、本著作物について、委託者および委託者から正当に権利を取得した　第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

９　所管課

福島市　商工観光部　観光交流推進室

電話：024-572-5717
E-mail：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp